



グリーン経営認証 新規審査申請用 (初めての審査)

チェックリスト記入用紙

(トラック事業用)

記入の注意 (必ずお読みください)

- ❖ 『トラック運送事業におけるグリーン経営推進マニュアル』にあるチェックリストに基づいて、貴社(事業所)のグリーン経営に関する取組み内容をチェックしてください。
- ❖ 取り組んでいる項目には……Yes欄の□に✓を記入。
取り組んでいない項目には……No欄の□に✓を記入。
該当しない項目……Yes、No欄の□□に抹消線(二重線)を引いてください。
- ❖ チェック項目のレベル数値欄が網掛けの項目(認証基準)は、すべてYesになっている必要があります。(認証基準でも、該当しない項目には抹消線を引いてください。)
- ❖ Yesの項目の内、末尾に「※表～」と記載のある場合は、必ず、該当する表を記入して提出してください。
- ❖ **複数事業所を一括して申請する場合**
 - ① チェックリスト(P.1～3)……全事業所をとりまとめて1部のみ作成します。
(各項目共に、全事業所が取り組んでいる場合のみ、Yes欄に✓を記入できます)
 - ② 表1～9 (P.4～12)……

{	* 全事業所をとりまとめて1部作成 * 各事業所 別々に作成	}	どちらでも可。
---	---	---	---------

↓
この場合は

(各表の右上余白部分に、事業所名を明記します……略称で可)
- ❖ グリーン経営レポートの作成は任意で、提出する必要はありません。
- ◎ 申請書、チェックリスト、表は、ステープラー(ホチキス)で留めないでください。
また、穴開け・ファイリング等もせず、申請書類のみをご郵送ください。

【トラック事業】チェックリスト記入表

チェック項目の内容が取組にあてはまる場合はYes欄に✓を、あてはまらない場合はNo欄に✓を記入してください。
該当しない項目には□□に抹消線(=)を記入してください。

1. 環境保全のための仕組み・体制の整備

Yes No レベル 1-1 【環境方針】

- (1) 会社、事業所等の環境保全への取組みを示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組みが示されている[レベル1]
- (2) 環境方針には法規制遵守に加えて自主的・積極的な取組みを定めている[レベル2]
- (3) 環境方針は、環境保全への取組み状況をもとに、定期的な見直し、改善を行なっている[レベル3]

Yes No レベル 1-2 【環境行動計画の作成・見直し】

- (1) 現状の環境保全活動への取組み状況に関する評価結果や、検討した取組み改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成へ向けた具体的な取組み内容などを盛り込んだ行動計画を作成(見直し)している[レベル1]
- (2) 事業活動における環境保全に係る情報を環境活動報告書を用いて社会に公表している[レベル2]

Yes No レベル 1-3 【推進体制】

- (1) 環境保全に関する管理責任者および必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている[レベル1]
- (2) 管理責任者や組織を従業員に周知し、役割、責任、権限を明確にしている[レベル2]
- (3) 取組みの結果を見ながら、組織や役割、責任、権限の見直しを行っている[レベル3]

Yes No レベル 1-4 【従業員に対する環境教育】

- (1) 環境にかかわる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している[レベル1]
- (2) 環境意識の向上を図るため、環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報の伝達等を定期的に行っている[レベル2]

2. エコドライブの実施

Yes No レベル 2-1 【燃費に関する定量的な目標の設定等】

- (1) 走行距離および燃料の使用状況について、会社として把握している[レベル1]※表1
- (2) エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している[レベル2]※表2
- (2) 燃費に関する定量的な目標を達成するため、エコドライブを効果的に進めるための計画を策定している[レベル2]
- (3) 会社として、エコドライブの取組み状況や取組み結果(燃費)に基づいて、取組み状況が改善するよう、取組みの見直しを行う仕組みを設けている[レベル3]

Yes No レベル 2-2 【エコドライブのための実施体制】

- (1) エコドライブを推進するための責任者を定めている[レベル1]
- (1) ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている[レベル1]※表3
- (2) エコドライブ講習会や社内の実技講習会に、5割以上のドライバーが参加している[レベル2]
- (3) ドライバー別に、燃費管理の結果をもとに、燃費が向上するよう指導を行っている[レベル3]
- (3) ドライバー別に、燃費管理の結果をもとに、燃費の優れたドライバーへの表彰等を行っている[レベル3]

Yes No レベル 2-3 【アイドリングストップの励行】

- (1) アイドリングストップの励行を重点的に取組むよう周知している[レベル1]
- (2) アイドリングストップに関する具体的な実施項目を定めている[レベル2]
- (3) アイドリングストップに関する取組み結果のデータを整理し、取組み状況が改善するよう、取組みの見直しを行う仕組みを設けている[レベル3]

Yes No レベル 2-4 【推進手段等の整備】

- (1) エコドライブを実施するための手引き(省エネ運転マニュアル等)をドライバーに配布している[レベル1]
- (2) エコドライブを推進するための装置を導入するための計画を作り、計画に沿って実施している[レベル2]※表4
- (3) エコドライブを推進するための装置を導入した結果を確認し、エコドライブの実施に役立てている[レベル3]

3. 低公害車の導入

Yes No レベル 3-1 【低公害車：導入目標の設定と取組み】

- [1] 低公害車を導入している[レベル1]※表5
- [2] 低公害車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]※表5
- [3] 導入計画に基づいて、低公害車の導入目標を達成している[レベル3]※表6

Yes No レベル 3-2 【最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組み】

- [1] 現在保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している[レベル1]※表7
- [1] (営業所がNO_x・PM法対策地域内にある事業者のみ) NO_x・PM法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している[レベル1]※表7
- [2] 最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]※表7
- [3] 導入計画に基づいて、最新規制適合ディーゼル車の導入目標を達成している[レベル3]※表8

Yes No レベル 3-3 【地域で定める低公害車等に関する制度への取組み】

- [2] (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、および大阪府ディーゼル車等の運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合のみ) 今年度、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している[レベル2]※表9

4. 自動車の点検・整備

Yes No レベル 4-1 【点検・整備のための実施体制】

- [1] 点検・整備の責任者を点検・整備に関する権限を明確にしたうえで、任命している[レベル1]
- [2] 点検・整備について、ドライバーを対象に教育を行い、情報の提供を行っている[レベル2]
- [2] 点検・整備は、明示された実施計画をもとに行い、その結果を把握し、記録として残している[レベル2]
- [3] 点検・整備の結果をもとに、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを設けている[レベル3]

Yes No レベル 4-2 【車両の状態に基づく適切な点検・整備】

- [1] 点検・整備を整備事業者に依頼する時は、車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象について伝えている[レベル1]
- [1] 目視により黒煙が増加してきたと判断された時には、点検・整備を実施している。[レベル1]
- [1] エアコンの利き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された時には、整備事業者点検・整備を依頼している[レベル1]

4-3 【法定点検に加えて、厳しい使われ方等も考慮した独自の基準による点検・整備の実施】

Yes No レベル 4-3-1 (エアフィルタ関連)

- [2] エアフィルタの清掃・交換にあたっては、走行距離について独自の基準を設定し、実施している[レベル2]

Yes No レベル 4-3-2 (エンジンオイル関連)

- [2] エンジンオイルやエンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している[レベル2]
- ・エンジンオイルの交換にあたっては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している
- ・エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している

Yes No レベル 4-3-3 (燃料噴射系関連)

- [2] 燃料噴射系のオーバーホールや交換にあたっては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している[レベル2]

Yes No レベル 4-3-4 (排出ガス減少装置関連)

- [1] ([後付か否かにかかわらず] 排出ガス減少装置を装着している場合のみ) 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒等)については、メーカーの指定した手順に従ってメンテナンスを実施している[レベル1]
- [2] ([後付か否かにかかわらず] 排出ガス減少装置を装着している場合のみ) 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒等)が装着されている車両の黒煙測定は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している[レベル2]

Yes No レベル 4-3-5 (その他)

- [2] 下記の箇所に対しては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している [レベル 2]
- ・タイヤの空気圧の点検・調整は、独自の点検期間を設定し、空気圧の測定をもとに実施している
- ・トランスミッションオイルの漏れの点検は、独自の点検期間を設定し、実施している
- ・トランスミッションオイルの交換は、走行距離について独自の基準を設定し、実施している
- ・デファレンシャルオイルの漏れの点検は、独自の点検期間を設定し、実施している
- ・デファレンシャルオイルの交換は、走行距離について独自の基準を設定し、実施している

5. 廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

Yes No レベル 5-1 【従業員に対する廃棄物に関する教育】

- [1] 廃棄物の発生抑制（発生量削減）、再使用（繰り返し利用）、リサイクル（再生利用＝再資源化）及び適正処理の推進について従業員に対して指導を行っている [レベル 1]

5-2 【廃車・廃棄物の適正な管理】

- [1] 廃車・廃棄物の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している [レベル 1]
- ・廃車の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している
- ・廃油の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している
- ・廃タイヤの処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している
- ・廃バッテリーの処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している
- [2] (架装した車両がある場合のみ) 環境にやさしい車体であることを表す“環境基準に適合した架装物”を導入している [レベル 2]

5-3 【廃梱包材の排出抑制】

- [2] 廃梱包材の排出抑制（例：再利用可能な梱包材の利用など）について、目標を設定している [レベル 2]
- [3] 廃梱包材の排出抑制についての取組状況を目標に照らして評価し、取組み状況が改善するよう、取組みの見直しを行う仕組みを整備している [レベル 3]

6. 管理部門(事務所)における環境保全の推進

Yes No レベル 6-1 【管理部門（事務所）における環境保全】

- [1] 事務所内での環境保全の取組みについて、従業員に周知している [レベル 1]
- ・エコマーク製品等を優先的に購入する
- ・不必要な照明の消灯を徹底する
- ・空調機器を適正温度に設定する
- ・コピー用紙等の紙使用量削減に努める
- ・分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める
- ・使い捨て製品の購入を控える
- [2] 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減について、目標を設定している [レベル 2]
- [3] 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減についての取組み状況を目標に照らして評価し、取組み状況が改善するよう、取組みの見直しを行う仕組みを設けている [レベル 3]

表1

□ 走行距離及び燃料の使用状況について、会社として把握している[レベル1]＜認証項目＞

→ 表2の「現在の燃費目標」を立てた際の基となる燃費実績と燃費実績把握期間を、下表に記入してください。

燃費実績把握期間(年 月 ~ 年 月)

種別		保有 台数	総走行距離	総燃料使用量	燃費	二酸化炭素 排出係数※2	二酸化炭素 排出量※3
事業用	ディーゼル自動車 ※1	最大積載量1t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量1t以上2t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量2t以上4t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量4t以上6t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量6t以上8t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量8t以上10t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量10t以上12t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量12t以上17t未満	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		最大積載量17t以上	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
		特種用途自動車(ローリー、冷凍車など)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
	小計(A)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ	
	ディーゼル以外の自動車	天然ガス自動車(CNG自動車)	台	km	Nm ³	km/Nm ³	2.23kg-CO ₂ /Nm ³
		電気自動車	台	km	kWh	km/kWh	0.561kg-CO ₂ /kWh
		ハイブリッド自動車(軽油)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ
ハイブリッド自動車(ガソリン)		台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO ₂ /ℓ	
ガソリン自動車		台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO ₂ /ℓ	
LPG自動車		台	km	ℓ	km/ℓ	1.67kg-CO ₂ /ℓ	
ディーゼル以外の自動車計(B)		台	—	—	—	—	
事業用自動車計(C=A+B)	台	—	—	—	—		
自家用	ディーゼル自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ	
	天然ガス自動車(CNG自動車)	台	km	Nm ³	km/Nm ³	2.23kg-CO ₂ /Nm ³	
	電気自動車	台	km	kWh	km/kWh	0.561kg-CO ₂ /kWh	
	ハイブリッド自動車(軽油)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg-CO ₂ /ℓ	
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO ₂ /ℓ	
	ガソリン自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg-CO ₂ /ℓ	
	LPG自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	1.67kg-CO ₂ /ℓ	
	自家用自動車計(D)	台	—	—	—	—	
総合計(E=C+D)	台	—	—	—	—		

※1 トラクターの場合は通常連結しているトレーラーの最大積載重量で分類する。

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(算定省令)「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省、経産省)

※3 計算式: 二酸化炭素排出量 = 期間燃料使用量 × 二酸化炭素排出係数

■ 表2

□ エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している[レベル2] < 認証項目 >
 → 現在(今期)の燃費目標と、その目標を掲げて取組む期間(今期)を下表に記入してください。

現在の燃費目標の取組み期間 (年 月 ~ 年 月)

種別		目標の基にした 燃費実績 (表1の燃費)	改善率	現在の燃費目標	
		A	B	$C=[(A \times B) \div 100] + A$	
事業用	ディーゼル自動車 ※1	最大積載量1t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量1t以上2t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量2t以上4t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量4t以上6t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量6t以上8t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量8t以上10t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量10t以上12t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量12t以上17t未満	km/l	% 改善	km/l
		最大積載量17t以上	km/l	% 改善	km/l
	特種用途自動車(ローリー、冷凍車など)	km/l	% 改善	km/l	
	ディーゼル車以外	天然ガス自動車(CNG自動車)	km /Nm ³	% 改善	km /Nm ³
		電気自動車	km /kWh	% 改善	km /kWh
		ハイブリッド自動車(軽油)	km/l	% 改善	km/l
		ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/l	% 改善	km/l
		ガソリン自動車	km/l	% 改善	km/l
LPG自動車		km/l	% 改善	km/l	
自家用	ディーゼル自動車	km/l	% 改善	km/l	
	天然ガス自動車(CNG自動車)	km /Nm ³	% 改善	km /Nm ³	
	電気自動車	km /kWh	% 改善	km /kWh	
	ハイブリッド自動車(軽油)	km/l	% 改善	km/l	
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/l	% 改善	km/l	
	ガソリン自動車	km/l	% 改善	km/l	
	LPG自動車	km/l	% 改善	km/l	

※1 トラクターの場合は通常連結しているトレーラーの最大積載重量で分類のこと

表3

- ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている
 [レベル1]＜認証項目＞
 → 教育・指導を行っているエコドライブへの取組み内容について、下表の5項目以上に○をつけてください。

取 組	記入欄
荷物の積み降ろしの際には、アイドリングストップを心がける	
急発進、急加速、急ブレーキを控える	
不要なものは積まない	
シフトアップは早めに行う	
経済速度で走る	
無駄な走行はしない(例: 走行ルートの事前確認など)	
タイヤの空気圧を適正にする	
空ぶかしをしない	
エアコンの設定温度(使用)を控えめにする	
その他 ()	

■ 表4

□ エコドライブを推進するための装置を導入するための計画を作り、計画に沿って実施している[レベル2]
 → 導入実績と今後の導入計画を下表に記入してください。

装置	車両 保有台数	現在の状況		今後の導入計画		
		導入実績 台数	導入率	追加導入 計画台数	導入率	時期 (いつまでに)
	A	B	$C=B \div A \times 100$	D	$E=(B+D) \div A \times 100$	F
デジタルタコグラフ	台	台	%	台	%	
キー抜きロープ		台	%	台	%	
アイドリングストップシステム		台	%	台	%	
エアヒーター		台	%	台	%	
蓄熱マット		台	%	台	%	
蓄冷式クーラー		台	%	台	%	
エアディフレクタ (導風板)		台	%	台	%	
その他装置 ()		台	%	台	%	

表5

□ 低公害車を導入している[レベル1]

→ 導入している場合は下表の「現在の状況」に記入して下さい。

□ 低公害車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]

→ 計画を策定している場合は下表の「導入目標」に記入して下さい。

		現在の状況			導入目標			
		保有台数 (低公害車等 以外の車両も 含めた全車両 の保有台数)	導入実績 台数	現在の 導入実績 比率	追加導入 目標台数	導入率 (全車両に対 する低公害 車導入目標 比率)	時期 (いつまでに)	今年度分 導入計画 台数
		A	B	$C=B \div A$ $\times 100$	D	$E=(B+D) \div A$ $\times 100$	F	G
事業用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	%	台	%		台
		電気自動車	台	%	台	%		台
		ハイブリッド自動車	台	%	台	%		台
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	%	台	%		台
	合計	台	%	台	%	-	台	
自家用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	%	台	%		台
		電気自動車	台	%	台	%		台
		ハイブリッド自動車	台	%	台	%		台
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	%	台	%		台
	合計	台	%	台	%	-	台	

※1 経済産業省、国土交通省、環境省が平成13年に策定した「低公害車開発普及アクションプラン」で定めたもの。

※2 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準達成車および低排出ガス認定車

■ 表6

□ 導入計画に基づいて、低公害車の導入目標を達成している[レベル3]

→ 前年度の計画達成状況を下表に記入してください。

		前年度分 導入目標台数	前年度 導入実績台数	目標達成率(%)	
		A	B	$C=B \div A \times 100$	
事業用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	台	%
		電気自動車	台	台	%
		ハイブリッド自動車	台	台	%
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	台	%
	合計	台	台	%	
自家用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	台	%
		電気自動車	台	台	%
		ハイブリッド自動車	台	台	%
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	台	%
	合計	台	台	%	

※1 経済産業省、国土交通省、環境省が平成13年に策定した「低公害車開発普及アクションプラン」で定めたもの。

※2 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準達成車および低排出ガス認定車

■ 表7

□ 現在保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している[レベル1]＜認証項目＞
→ 下表A列に、現在保有しているディーゼル車(自家用含む)が何年規制に適合しているか、型式別に記入してください。

□ <営業所がNox・PM法対策地域内にある事業者のみ>
Nox・PM法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している[レベル1]＜認証項目＞
→ 下表B列に、自社の今年度末までに規制対象となり車検が継続できなくなる車の台数を、記入してください。

記入上の注意:

- ① 保有台数[A列]に記入した台数のうち、今年度末までに規制猶予期限が切れる車両台数を、B列に記入してください。
- ② 規制猶予期限が切れる車両がない場合には、B列に0台と記入してください。
- ③ B列の「-----」は、規制適合車です。

□ 最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]＜認証項目＞
→ 下表C列に、今年度分の代替え目標台数を記入してください。

記入上の注意:

- ① 今年度分の代替え目標台数[C列]は、代替で変わる新しい型式ではなく、[A列]に記入した車両の代替対象の型式の欄に記入して下さい。
- ② 計画は策定しているが、今年度計画が0台の場合や、今年度の代替が済んでいる場合は0台と記入してください。

ディーゼル車排出ガス規制区分※1 (型式の識別記号)		現在のディーゼル車 保有台数	Nox・PM法に基づく 今年度規制対象車台数	今年度分 代替え目標台数
		A	B	C
ポスト 新長期 規制	平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF他※2)	台	-----	台
	平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF他※2)	台	-----	台
新長期 規制	平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他※2)	台	-----	台
	平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,他※2)	台	-----	台
新短期 規制	平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	-----	台
	平成16年規制適合車(KS)	台	-----	台
	平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	-----	台
	平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	-----	台
	平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	台	台
	平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	台	台
長期規制	平成11年規制適合車(KL)	台	-----	台
	平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	台
	平成10年規制適合車(KK)	台	-----	台
	平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	台
短期規制 以前	平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	台	台
	型式不明	台	-----	台
合計		台	台	台

※1 ディーゼルハイブリッド車は除いています。

網掛け部分がNox・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNox・PM法適合車(規制対象外)のものがあります。

※2 新長期規制・ポスト新長期規制適合車は、識別記号3桁目が車両総重量1.7t以下は「E」、1.7t超3.5t以下は「F」となります。

表8

□ 導入計画に基づいて、最新規制適合ディーゼル車の導入目標を達成している[レベル3]

→ 前年度の計画達成状況を下表に記入してください。

記入上の注意:

前年度代替え目標台数[A列]、代替え実績台数[B列]は、代替えで変わる新しい型式ではなく、代替えする対象の型式の欄に記入してください。

ディーゼル車排出ガス規制区分 ^{※1} (型式の識別記号)		前年度分 代替え目標台数	前年度 代替え実績台数	目標達成率
		A	B	C=B÷A×100
ポスト 新長期 規制	平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF他 ^{※2})	台	台	%
	平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF他 ^{※2})	台	台	%
新長期 規制	平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他 ^{※2})	台	台	%
	平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,他 ^{※2})	台	台	%
新短期 規制	平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	台	%
	平成16年規制適合車(KS)	台	台	%
	平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	台	%
	平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	台	%
	平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	台	%
	平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	台	%
長期規制	平成11年規制適合車(KL)	台	台	%
	平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	%
	平成10年規制適合車(KK)	台	台	%
	平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	%
短期規制 以前	平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	台	%
	型式不明	台	台	%
合計		台	台	%

※1 ディーゼルハイブリッド車は除いています。

網掛け部分がNox・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNox・PM法適合車(規制対象外)のものがあります。

※2 新長期規制・ポスト新長期規制適合車は、識別記号3桁目が車両総重量1.7t以下は「E」、1.7t超3.5t以下は「F」となります。

■ 表9

□ <東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、および大阪府ディーゼル車等の
運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合のみ>
今年度、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している[レベル2]<認証項目>

記入上の注意:

- ① 現在規制地域内を運行する車両[A列]のうち、今年度末までに規制猶予期限が切れる車両台数[B, C, D, E列]を記入してください。適合車のみ運行の場合は、対象のB, C, D, E列の合計に0台と記入してください。
- ② 下表A列には、B, C, D, E列の規制対象地域を運行する車両があれば、運行する車両の台数を記入してください。運行する車両が無ければ、記入は不要です。
- ③ 下表B, C, D, E列の「-----」は、規制適合車です。

ディーゼル車排出ガス規制区分※1 (型式の識別記号)		各条例で規制している地域を運行する車両台数	東京都、埼玉県 条例※3による 今年度運行規制 対象車の台数	千葉県、神奈川県 条例※3による 今年度運行規制 対象車の台数	兵庫県条例※4 による今年度 運行規制対象車 の台数	大阪府条例※5 による今年度 運行規制対象車 の台数
		A	B	C	D	E
ポスト 新長期 規制	平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF他※2)	台	-----	-----	-----	-----
	平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF他※2)	台	-----	-----	-----	-----
新長期 規制	平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他※2)	台	-----	-----	-----	-----
	平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,他※2)	台	-----	-----	-----	-----
新短期 規制	平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	-----	-----	-----	-----
	平成16年規制適合車(KS)	台	-----	-----	-----	-----
	平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	-----	-----	-----	-----
	平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	-----	-----	-----	-----
	平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	-----	-----	-----	台
	平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	-----	-----	-----	台
長期規制	平成11年規制適合車(KL)	台	台	-----	-----	-----
	平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	-----	-----	台
	平成10年規制適合車(KK)	台	台	-----	-----	-----
	平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	-----	-----	台
短期規制 以前	平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	台	台	台	台
	型式不明	台	-----	-----	-----	-----
合計		台	台	台	台	台

※1 ディーゼルハイブリッド車は除いています。

網掛け部分がNox・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNox・PM法適合車(規制対象外)のものがあります。

※2 新長期規制・ポスト新長期規制適合車は、識別記号3桁目が車両総重量1.7t以下は「E」、1.7t超3.5t以下は「F」となります。

※3 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のディーゼル車規制は、ディーゼル車から排出されるPM(粒子状物質)に対するもので、1都3県全域(東京都の島部を除く)を運行する車両に制限を加えています。

※4 兵庫県のディーゼル車等の運行規制は、ディーゼル車等から排出されるNox(窒素酸化物)とPM(粒子状物質)に対するもので、兵庫県の指定地域を運行する車両総重量8t以上の車両に制限を加えています。

※5 大阪府のディーゼル車等の運行規制は、ディーゼル車等から排出されるNox(窒素酸化物)とPM(粒子状物質)に対するもので、大阪府の指定地域を発着する(通過交通は可能)車両に制限を加えています。(平成21年1月1日より施行)